



ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物) 発生していませんか？

- ・ 河川敷、水路、水田などで生育し、大群落になると駆除は極めて困難。
- ・ 繁茂による稲の倒伏、減収、機械の作業性の低下に繋がる。
- ・ 特定外来生物であるため、生きた個体の保管・運搬等は原則禁止(裏面参照)。

水稲収穫前に水田をよく観察してください！

- ・ 写真のような草が水田内に生育していませんか？
- ・ そのまま収穫すると作業の支障となるほか、細断された茎が散乱、発根・活着して水田内に広げてしまいます。
- ・ 発生が見られた場合、高刈りするか、手作業等で除去後に収穫作業に取り掛かりましょう（裏面参照）。



ナガエツルノゲイトウは、水田内や畦畔などに定着すると駆除が困難なため**早期発見・早期駆除**がきわめて重要です。

発見したら、裏面お問合せ先まで連絡をお願いします。

ナガエツルノゲイトウを防ぐために（水田：秋編）

(1) 収穫前に水田を観察（発生が無い十分に注意）

収穫作業によって断片が水田内外に拡散する恐れがあります。

- ・発生箇所は「高刈り」を行い、ナガエツルノゲイトウを拡散させないようにします。
- ・高刈り可能な高さ以上に生育している場合は手作業で除去を行います※。

(2) 発生地域では、収穫後すぐに耕うんしない

ほ場内に潜在しているナガエツルノゲイトウの発生を促します。茎葉の伸長によって地下茎の貯蔵養分を消耗させます。



収穫後、本草の発生・再生がみられたら・・・

① 手作業等による除去※

断片が残らないように除去作業を行い、周囲に拡散しないよう袋等に密封し、その場で枯らすか焼却処分場で処分します。

⚠️ 刈払い機は使用しないでください（断片の散乱を防ぐ）。

※ ナガエツルノゲイトウは特定外来生物に指定されており、飼養・栽培・保管・運搬は禁じられていますが、小規模な防除の場合、防除目的の運搬は事前に防除の内容等を公表すれば可能（ただし農業を営むに当たって行う防除の場合の公表は不要）です。詳しくは下記にお尋ねください。

② 除草剤による防除

下表に記載の薬剤等、使用可能な薬剤による防除を行います。

薬剤名	使用場所	使用時期	使用回数
ラウンドアップ マックスロード	収穫後水田	雑草生育期（水田刈後）	1回
	水田畦畔	収穫前日まで（雑草生育期）	3回以内
バスタ液剤	休耕田	雑草生育期（草丈50cm以下）	3回以内

！注意！河川敷や水路など水系に流出する恐れがある場所では使用できません！

（※令和5年8月10日現在）

○農薬はラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法を十分確認の上、最終有効年月までに使用してください。

○農薬の使用に際しては、以下のホームページで御確認ください。

農林水産省 農薬登録情報提供システム <https://pesticide.maff.go.jp/>

【お問合せ先】

下記または最寄りの農林振興センターに御連絡ください。

埼玉県農産物安全課 048-830-4053

埼玉県病害虫防除所 048-539-0661

令和5年8月作成